

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 3 条第 1 項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年静岡県条例第 56 号）別表第 1 の 20 の 2（1）の規定に基づき特定工場等において発生する騒音について規制する地域を 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項及び同条例別表第 1 の 20 の 2（4）の規定に基づき特定工場等において発生する騒音の規制基準を 2 のとおり定める。

1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域

別表の区域の欄に掲げる地域及び区域（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 条第 1 項の規定により定められた分区内の地域及び区域を除く。）

2 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分	規制基準		
	昼間 (午前 8 時から午後 6 時まで)	朝・夕 (午前 6 時から午前 8 時まで) (午後 6 時から午後 10 時まで)	夜間 (午前 10 時から翌日午前 6 時まで)
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

1 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

2 第 1 種区域と第 3 種区域若しくは第 4 種区域又は第 2 種区域と第 4 種区域がその境界線を接している場合における当該第 3 種区域及び第 4 種区域の当該境

界線から 30 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。

備考 この表において、第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域は、別表の区域の欄に掲げる区域をいう。

別表

第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域（別図に掲げる区域に限る。）	第 1 種中高層住居専用地域（別図に掲げる区域を除く。） 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域

備考 第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条の規定により定められた地域をいい、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域は同法第 5 条の規定により指定された都市計画区域であって同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定めのない地域をいい、市街化調整区域は同法第 7 条の規定により定められた区域をいう。